

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年7月30日

【ファンド名】 ピムコ・バミューダ・トラスト - PIMCO コア・インカム社債
ファンド2020-10
(PIMCO Bermuda Trust - PIMCO Core Income Corporate Bond
Fund 2020-10)

【発行者名】 パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・
エルエルシー
(Pacific Investment Management Company LLC)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター ピーター・G・ストレロウ
(Peter G. Strelow, Managing Director)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国、92660 カリフォルニア、ニューポート・ビーチ、
ニューポート・センター・ドライブ650番
(650 Newport Center Drive, Newport Beach, CA 92660, USA)

【代理人の氏名又は名称】 弁 護 士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁 護 士 三 浦 健
同 白 川 剛 士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【提出理由】

ピムコ・バミューダ・トラスト（以下「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドであるPIMCO コア・インカム社債ファンド2020 - 10（以下「サブ・ファンド」といいます。）に関して、以下のとおり投資制限の変更がありますので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第3号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（1）変更の内容についての概要

サブ・ファンドの投資制限が、以下のとおり変更されました。

（注）変更箇所には下線を付しています。

投資制限

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの資産の投資に関して、以下の投資制限および投資方針に従う。サブ・ファンドは、日本の法令上、日本国金融商品取引法（昭和23年法第25号改正済）第2条第1項において定義される「有価証券」および/またはかかる有価証券に関連するデリバティブ商品に、その資産総額の50%超を投資する。サブ・ファンドは、制限の無い政府証券を除きひとつの銘柄もしくは発行体に資産総額の10%まで投資できる。サブ・ファンドは、いかなる種類の株式にも投資しない。サブ・ファンドは、株式もしくは出資に対する投資を行う契約型投資信託または会社型投資信託に投資しない。

日本証券業協会の規則に基づく制限

- （ ）空売りの制限 空売りされる有価証券の時価総額は、サブ・ファンドの純資産総額を超えてはならない。
- （ ）借入れの制限 借入残高の総額がサブ・ファンドの純資産価額の10%を超えることとなる借入れは行ってはならない。ただし、特別または緊急の場合（合併の場合等）一時的に10%を超えることが許される。
- （ ）同一法人の株式の取得制限 いずれか一社（投資法人を含むが、日本の公募投資信託であるファンド・オブ・ファンズの場合に限る。）の発行済み株式総数の50%を超える株式を取得することはできない。ただし、契約型投資信託の場合、同一の管理会社により運用されているすべての投資信託の保有分を合算して、50%を超える株式の取得をすることはできない。当該割合制限は投資時において適用がある。
- （ ）流動性の低い有価証券への投資制限 サブ・ファンドの純資産価額の15%を超えて、私募株式、非上場株式または流動性の低い証券化関連商品に投資することはできない。サブ・ファンドが私募株式、非上場株式またはその他の流動性の低い銘柄への投資を行う場合、それらの証券が公正価格にて算定される方法が取られるものとする。
- （ ）利害関係当事者との取引の制限 管理会社が自己または受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、サブ・ファンドの受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンドの資産の運用の適正を害する取引は、禁止されている。
- （ ）信用リスクの管理 管理会社および投資顧問会社は、管理会社の可能な限り、アイルランドの2011年欧州共同体（UCITS）規則およびアイルランド中央銀行が発行したUCITS通達に記載されるリスク管理方法に従ってサブ・ファンドの信用リスクを管理するものとする。サブ・ファンドは、その純資産の35%を超えて、以下のリスト（元々はアイルランド中央銀行が2019年6月付UCITS申請フォームに記載したリストから選り出されたものである。）から選定される発行体に投資する予定である。経済協力開発機構（以下「OECD」という。）加盟国政府（ただし、関連する銘柄が投資適格であることを条件とする。）、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国

際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州評議会、欧州鉄道金融公社、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行(世界銀行)、米州開発銀行、欧州連合、連邦抵当金庫(ファニー・メイ)、連邦住宅貸付抵当公社(フレディ・マック)、連邦政府抵当金庫(ジニー・メイ)、連邦奨学金融資金庫(サリー・メイ)、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社、ストレートAファンディング・エルエルシー、中華人民共和国政府、ブラジル政府(銘柄が投資適格である場合に限る。)、インド政府(銘柄が投資適格である場合に限る。)。ファンドは少なくとも6種類の異なる銘柄の証券を保有しなければならず、かついずれか一銘柄の証券が純資産の30%を超えてはならない。管理会社および投資顧問会社は、これらの個々の発行体の証券への投資に伴う信用リスクを十分に管理するものとする。

受益証券の買戻しもしくはサブ・ファンドの終了の場合、当該受益証券は、受益者から現金で買い戻される。サブ・ファンドにおいては、現物による買戻しは認められていない。サブ・ファンドの受益証券が日本において販売される際に上記制限が日本の投資信託協会の規則または日本証券業協会の基準上要求されなくなった場合、かかる規則または基準(適用ある場合)は、適用されなくなる。

(後略)

(2) 当該変更の年月日

令和3年7月30日